

【3】自分を大切に思う心（自尊感情）と人権について

～自分を大切に思う（自尊感情の高い）子は、相手の人権を大切にします～

自分をかけがえのない人間だと思えること、いいところも悪いところも全部含めて自分を価値ある存在だととらえる気持ちを自尊感情といいます。

自尊感情の高い子どもは、困難なことがあっても投げ出さずに乗り越えていきます。

また、自分と同様に、相手（友だち等）も尊い、かけがえのない存在であることを受けとめます。

…… 家庭でできる心（自尊感情）育て ……

●自尊感情を育てる家庭での習慣

- ① 子どもの考えをじっくりと聴く…大切にされていると感じ、安心感をもちます
- ② 子どもの意見を尊重する…必要とされていると感じ、自信をもちます
- ③ 子どもに任せたら、最後まで見守る…信頼されていると感じ、満足感や達成感を味わいます
- ④ ルールが守れないときは、その場で理由を考えさせる…期待されていると感じ、責任感をもちます

いい考えだね。
うまくいきそうだね。



うまくいかなかったんだね。
理由を考えてもう一度やってみたら？



帰宅時間は約束しているよね。遅くなったわけを聞かせて？



※家族で一緒に活動（料理・スポーツ・読書・自然に親しむなど）しましょう。時間・空間・体験・感情を共有する積み重ねは、子どもの心を「自分は愛されている存在である」という思いで満たします。

●まわりの子どもへの声かけ

- ① 「おはよう」「いってらっしゃい」「おかえり」等、挨拶の言葉をかける
- ② 「あぶないよ」「もう遅いから、おうちに帰ったら」等、見守りの声をかける
- ③ 「どうしたの」「困っているんじゃない」等、子どもが相談しやすい声をかける

Aちゃんの挨拶の
で、元気がでるなあ。



道のはしを歩かないと、車が来たとき危
ないよ。



Bちゃん、今日は元気が
ないね。どうしたの。



…… 子どもは学校・家庭・地域の集団の中で育ちます …… 一緒に心（自尊感情）育てをしましょう

別府市の各公立小・中学校では、子どもたちの自尊感情を高め、人権を尊重する態度や実践力の育成をめざし、教育活動全体を通じて、人権教育の充実に取り組んでいます。さらに、コミュニティ・スクールにおいて学校・家庭・地域の連携を図り、地域での子育て（人権教育の基盤づくり）を進めています。

2019（平成31）年度 新1年生配布用人権啓発冊子ヒューマンライツ（家庭版） H31/1月発行
*ヒューマンライツ [Human-Rights(人権)] は、毎年、別府市が発行している人権啓発冊子です

【編集発行】 別府市・別府市教育委員会・別府市人権問題啓発推進協議会

【協力】 別府市PTA連合会

●感想やご意見がございましたら下記へお寄せください。

別府市生活環境部人権同和教育啓発課 〒874-8511 別府市上野口町1番15号 TEL 0977-21-1291



2019（平成31）年度 新1年生配布用人権啓発冊子

ヒューマンライツ<家庭版>

～ 家庭で考えてほしい 子どものしあわせ ～

別府市立山の手小学校 3年
坂本玲愛



別府市教育長賞

平成30年度別府市小・中学生「人権ポスター」



新1年生配布用人権啓発冊子について



お子様のご入学おめでとうございます。
本冊子は、家庭の中で子どもの人権について考え、学校・家庭・地域が手を結び、子どもたちを健やかに育てていきたいという思いで作成しました。

人権は、だれもが自分らしく幸せに生きていくためのみんなに等しく認められた権利です。だれもが幸せに生きていくためには、自分とまわりの人との人権が共に大切にされなければなりません。そして、子どもたちを健やかに育てるのは、まわりにいる大人の役目です。

お子様のご入学にあたり、ご家庭でも、いじめ・児童虐待等、子どもの人権について考えていただき、大切な子どもたちを学校・家庭・地域で育てていきましょう。

本冊子は、以下の3つの視点で構成されています。

- ・ どうしたらいじめがなくなるのか
- ・ しつけと虐待はどう違うのか
- ・ どうしたら自分を大切に思う心が育つのか

親として、家族として、子どもの人権について考える機会になればと思います。

別 府 市

【1】いじめについて考えましょう

あなたは、お子さんにどう答えますか？

① Aちゃんから、いつも、「ボール片づけとけ」って命令されて、いやだなあ・・・。

②「Bちゃんと絶対遊んだらいけないよ」って、Cちゃんに言われたけど、どうしたらいいのかな。

③「遊んでるだけ」って、Dちゃん言うけど、Eちゃんは嫌そうな顔していたんだよ。

④きょうもFちゃん、いじわるされていたんだよ。



「いじめ」が起こらないようにするためには、どうしたらよいのでしょうか

■ いじめをなくすには、正しい知識・判断が大切です

① 一方的に相手に指示するのは**命令**です



② 遊びに入れないことや無視することは、**仲間はずし**です



③ 遊び半分、冗談半分では、許されません



④ いじめを見ている人(傍観者)、はやす人(観衆)も、いじめに加担していると言えます



命令は相手を「支配」すること 仲間はずしは集団から「排除」すること
いじめは **人権侵害**です

力になるよ大丈夫！

■ 「いじめかな？」と思ったら、いじめをとめる行動をしましょう

誰かに相談しよう



一人ぼっちにしない



いじめをとめる仲間を増やす



上記①②③④の言葉に込められた気持ちは？

- ① 自分のいやな気持ちを相手に伝えたい
- ② どちらとも仲よく遊びたい
- ③ 遊びじゃなくて、いじめじゃないのかな
- ④ 自分はいじめていないけれど、今のままではよくないと思う

子どもの本当の願い(いじめは嫌だ、なくしたい)と、行動への不安や迷いを受けとめて、できることを一緒に考えることが大切です

<ポイント>・・・日頃から、子どもが相談しやすい会話を心がけましょう

- 〈1〉うなずきながら、目を見て話を聴く(結論をせかさない)
- 〈2〉「いやな気持ちなんだね」「心配しているんだね」など、気持ちを受けとめる
- 〈3〉「どうしたいの?」「何かできることはあるかな?」など、解決に向けて一緒に考える



【2】しつけと虐待の違い、心を育てる子育てについて

こんな言葉をお子さんにかけていませんか？

①泣くんじゃない。やられたらやり返せばいい。

②お兄ちゃん是可以するのに、どうしてできないの？ダメな子ね。

③子どもなんだから、黙って親の言うことを聞きなさい！



どんなところに問題があるのでしょうか

<ポイント>・・・マイナスのメッセージを伝えていないか、言葉かけを見直しましょう

- ① 「やられたら、やり返せ」は、「力による解決方法」を教えていることにもなります
- ② 人との比較や、「ダメな子だ」と人格を否定されることで、自分に自信がもてなくなります
- ③ 「どうせ、聞いてもらえない」という失望感をもったり、自分で考え工夫する意欲を失ったりします

■ 「しつけ」と「虐待」のちがい

「しつけ」は生活上のルールやマナーなど、社会で生きていくために必要なことなどを、愛情をもって子どもに教え、導いていくものです。一方、「虐待」は、子どもを思い通りにコントロールするために、親自身の力を乱用して行う行為であり、子どもの心に傷を残してしまいます。

■ 大人がその権力で子どもを支配し、子どもの人権を侵害する行為が「虐待」です

- <1> 身体的虐待 → 殴る、つねる、蹴る、首を絞める、戸外に放置する等
- <2> 心理的虐待 → 「ダメな人間だ」等人格を否定する、暴言や拒否、無視する等
- <3> 性的虐待 → 性的接触、ポルノグラフィを見せる、性的目的での利用等
- <4> ネグレクト → 子育ての放棄、衣食住を与えない、学校へ行かせない等

虐待かもと思ったら
児童相談所
全国共通ダイヤル
(いちはやく)
TEL 189 番へ



<子どもを虐待から守るための5か条>

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通報) ※通報した人の情報は守られます。通報は義務です。
→ 児童相談所全国共通ダイヤル・別府市役所子育て支援課・大分県中央児童相談所へ
- 2 「しつけのつもり・・・」は言い訳 → 子どもの立場で判断します
- 3 ひとりで抱え込まない → あなたにできることから即実行します
- 4 親の立場より子どもの立場 → 子どもの命が優先です
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる → 特別なことではありません

別府市役所子育て支援課
(子育て支援相談室)
TEL 0977-21-1239
大分県中央児童相談所
TEL 097-544-2016

子どもは、幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で育ちます

児童は、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであること
～子どもの権利条約前文より抜粋～